

2022年第1回定例会

調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例 反対討論

生活者ネットワークは、議案第8号、調布市デジタル技術を活用した手続等の推進に関する条例に対して反対の立場から討論いたします。調布市ではデジタル化と表裏一体を成す、個人情報保護条例を新年度中に改正し、2023年度に施行する予定です。その具体的な検討を待たずに、また、調布市行政の個人情報保護に対する意識が希薄だと問題になり、市民の信頼を大きく損ねている現状下で、データ利活用を目的とした国のデジタル化の方針に沿った条例を制定するのは拙速であると言わざるを得ません。

委員会では多摩26市中14市が同様の条例を制定済みで、調布市は遅れているとの説明がされてきました。しかし、共産党の委員が指摘された通り、他自治体が2004年頃を中心に制定した類似の条例と大きく異なり、本条例は、2021年制定のデジタル改革関連法を踏まえており、市以外の行政機関や民間団体、管理団体、関与団体などとのデータ共有、いわゆるオンライン結合といった内容が含まれています。デジタル化を全否定するわけではありませんが、市として市民の自己情報コントロール権をどのような形で保障していくのか、市の個人情報保護への考え方や具体策を市民に示し、理解を得ながら丁寧に進めることはとても重要です。

と言いますのも、市は現行の個人情報保護条例13条でオンライン結合は基本禁止と定めており、例外的なものについては審査会の諮問にかけることとしています。しかし、時間がかかり、自治体ごとに判断にバラつきも出るため、情報の有効活用推進という国の方針にはそぐわないということで、今年中に予定されている条例改正でこの条文は削除され、審査会の役割も大幅に縮小となり、オンライン結合は審査会の諮問の対象から外れる可能性が非常に高いわけです。

こういったことの説明をきちんとして、ではどうやってオンライン結合で起きうる個人情報の漏えいから市民を守るのかをまず示すべきだろうと考えます。しかし、総務委員会でのやり取りでは、本条例制定後もオンライン結合については、審査会の諮問対象として残るという説明がされておりました。これは、改正後の個人情報保護条例が2023年4月に施行されるまでの1年間だけのことです。当然、改正個人情報保護法に則って、別の形で安全確保はしていくのでしょうけれど、現段階では、市民には何の具体策も示されていません。

各手続きのオンライン化はこの条例がなくても可能なのですから、個人情報保護の問題に取り組む前に本条例を急いで制定する必要性がどこにあるのか、また個人情報保護を所管する部

署との連携はどのようになっているのか、甚だ疑問です。

以上の理由から現段階での本条例制定は拙速であると考え、生活者ネットワークは本条例に反対いたします。